場 所 柏崎原子力広報センター 2 F 研修室

出席 委員 浅賀、新野、石坂、加納、川口、佐藤、髙桑、髙橋(優)、

武本(和)、武本(昌)、徳永、内藤、中原、前田、吉野

以上 15名

欠席 委員 桑原、三宮、髙橋(武)、竹内、千原

 以上
 5名

 (敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁

柏崎刈羽原子力規制事務所 内藤所長 山崎原子力防災専門官

北村原子力防災専門官 平田原子力保安検査官

資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 橋場所長

新潟県 水沢医務薬事課長 井内原子力安全対策課長補佐 今井主任

柏崎市 内山危機管理監 関矢防災・原子力課長代理

村山主任 若月主任 樋口主査

刈羽村 太田総務課長 山﨑主任

東京電力(株) 横村所長 長野副所長 嶋田副所長

西田リスクコミュニケーター

室星防災安全部長

杉山地域共生総括 GM

中林地域共生総括 G

徳増地域共生総括 G

(本店) 伊藤立地地域部長

佐藤リスクコミュニケーター

田南防災安全 GM

ライター 吉川

柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事

柴野職員 品田職員

◎事務局

それでは始まります前にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思います。 座らせていただきます。

まず最初、一連のものでありますが、原子力規制庁、新潟県、柏崎市、刈羽村、東京電力の原子力防災についての資料を本日もお持ちいただくことになっておりますがよろしいでしょうか。

その次に定例会の席次表でありますが、髙橋副会長様が連絡がありまして本日欠席に なっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に、委員さんにだけ配布しております小さい紙で「質問・意見等をお寄せください」になります。次に「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第133回定例会次第」であります。次に地域の会第133回定例会地域の会事務局資料であります、「委員質問・意見等」であります。

次に原子力規制委員会原子力規制庁「地域の会第133回定例会資料」であります。 同じく資料1。資料2「原子力規制庁の主な対応」、資料3「放射線モニタリング情報」、 資料4「委員ご質問への回答」であります。

次に資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所「前回定例会以降の主な動き」になります。次に、新潟県「前回定例会以降の行政の動き」になります。これにつきましては、新潟県防災局原子力安全対策課の資料になります。

次に、柏崎市「地域防災計画修正案の概要」であります。同じく柏崎市であります、 案であります、「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画バージョン1」であります。

次に、東京電力株式会社、柏崎刈羽原子力発電所第133回地域の会定例会資料、「前回6月4日以降の動き」になります。同じく、「廃炉・汚染水対策の概要」であります。 次に、東京電力株式会社、「委員ご質問への回答」であります。以上であります。揃って おりますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からお願いをさせていただきます。携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードにしていただけますようお願いいたします。傍聴の方、プレスの方で録音される場合はチャンネル4のグループ以外をお使いいただき自席でお願いいたします。また報道関係取材につきましても会の進行の妨げとならないようご配慮をお願いいたします。委員の皆様とオブザーバーの方はマイクをお使いになる時はスイッチをオンとオフにしていただきますようお願いいたします。

それでは、第133回定例会を開催させていただきます。会長さんから進行をお願い いたします。

◎新野議長

では133回の定例会を開かせていただきます。よろしくお願いいたします。

先回、6月21日の土曜日に年に1、2度発電所に入るようにというような会則に添いまして、東電さんのご協力のもと半日構内を視察させていただきました。ありがとうございました。その前には、春頃から検討委員会のようなものを設けるというご報告をしておりました、地域の会の任期とか今後のあり方などを緩やかに話し合うという新たなメンバーをこちらからご指名させていただきまして、第1回の会合を21日の視察の前に開かせていただいています。まだ、入り口の会合なので、内容はまだご報告に至る

ほどにはないのですが、委員が12人で全員参加で十分な議論ができていい会合を開かせていただいたと思っています。

その中にも出てきているんですが、委員質問などで紙で出していただいていますよね。 定例会で時間が間に合わなかったりしたところの救済策で質問が出ているんですが、定 例会の延長線上にあるということで、今まで何とはなしに回答や質問のところの氏名が 抜けていたかと思うのですが、私どもはきちんと責任を持って発信をしているという立 場から、この紙のところにも質問者の氏名を今後記すようにということで、今回から記 されていると思います。

話し合いの中では、議事録とか「視点」の中にも本来、発言者の氏名があるのがこの会のあり方だろうという議論を何回か重ねています。運営委員の中では概ね合意に至っているんですが、全員が関わることですので、これも委員さん全員の合意をいただきながら、何でそういうことなのかということをご理解いただきながらそのような方向に進めていければと思っておりますので今後よろしくお願いいたします。

それでは、前回からの動きですが東京電力さんお願いいたします。

◎長野副所長 (東京電力)

はい。それでは東京電力長野から報告をいたします。お手元の資料をご覧いただきた いと思います。

まず、不適合関係です。公表区分のⅢ、けが人の発生が1件ありました。概要を添付してございますので後ほどご確認いただければと思います。次に発電所にかかわる情報です。めくっていただいて5ページをご覧いただきたいと思います。5ページの上のほうのシートでございますが、原子力の安全性向上に向けた取組みについてお知らせをしています。当社は二度と過酷事故を起こさないということで改革を進めております。2013年3月に原子力事故の総括及び原子力改革プランを策定し取り組んでいるところでございます。改革については顔写真も載っておりますが、外部の監視評価を受けながら、ハード、ソフト両面の対策を実施しております。

②のところに四角でハード対策の一部の写真とソフト対策として6つの対策を記載していますが、この中からソフト対策の取組み事例を一部ご紹介をいたします。

一枚めくっていただいて6ページ下のシートをご覧いただきたいと思います。

まず経営層の安全意識向上という取組みでございます。安全に関する価値観の共有を 進め、原子力部門全体への安全意識の浸透を図る取組みを行っております。

具体的には②番に記載してありますが、5つの行動指標を定めまして取り組んでおります。読み上げますとまず、継続的な安全性の向上を最優先の経営課題に位置付けるということであります。

次に、設計は想定通りにならないことを前提とし深層防護の備えを奨励する。

次に、自然現象のリスクに謙虚に向き合い、それを過小評価しない。等でございます。 次にまた一枚めくっていただきまして、9ページの下の方のシートをご覧いただきた いと思います。発電所および本店の緊急時組織の改編でございます。

緊急時の体制の整備、訓練を重ねております。①に訓練の様子ということで写真を掲載していますが、一番左が当発電所での訓練の様子の写真でございます。発電所全体の訓練として、現在は毎月このような訓練を行っております。

②に、今年度特に力を入れて取り組む主な事項を記載しております。

休日、夜間の事故時の体制整備でありますとか対応力の強化。一番下には広範囲の関係機関との合同訓練の実施等の取組みを記載しており、実施してまいります。

本資料のご説明は以上です。

次に地質の調査の状況についてです。資料の配布はありません。調査状況を報告します。敷地内および敷地外において、現在計画したボーリングでありますとか立坑工事を鋭意進めておりますが、敷地外でトレンチ調査を予定している地点では、現在トレンチ希望を検討するためのボーリング調査を実施中であります。その結果を踏まえてトレンチ調査に入っていくことになります。

それから、先月ご紹介いたしました敷地外での地下探査でございますが、4側線計画 しておりましたが、3側線で現地の作業を完了しています。残り1側線は今月中旬より 作業を開始する予定です。

次に委員ご質問についてです。今回地質調査関係、格納容器の安全対策についていた だいています。文書で回答させていただきましたのでご確認いただければと思います。

最後に福島第一関係の報告です。これまでご説明させていただいた傅田が異動で交代になっております。今日ご挨拶にいきたいといっていたのですが、どうしても異動先の勤務の関係で皆さんによろしくお伝えくださいということでございましたのでよろしくお願いいたします。後任の佐藤からご説明いたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター (東京電力)

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、福島第一の状況につきまして、東京電力の佐藤からご説明をさせていただきます。A3横長の廃炉・汚染水対策の概要をご覧ください。

廃炉の主な作業項目と作業ステップでは、1から4号機の廃炉作業がどこまで進んでいるのかということをお示ししてあります。使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けまして、瓦礫撤去や除染の段階にあるのが1号、2号、3号機でして、燃料の取り出し段階にあるのが4号機であることを表しています。その右側の写真にございますように、先月の26日の時点で4号機の使用済燃料プールから合計1,166体の燃料取り出しを終えておりまして、取り出し率は76%になりました。その後も取り出し作業を続けておりまして、これまでに1,188体を取り出しております。後ほどご説明いたしますけれども、現在は取り出し作業を一時中断しておりますけれども年末頃に取り出しを完了させることを目指しております。

真ん中にございます、汚染水対策の3つの基本方針にございますように、汚染源を取り除く、汚染源に水を近づけない、汚染水を漏らさないという3つの基本方針を掲げまして、様々な取組みを進めているところであります。

それでは一枚めくっていただきまして、至近の取組み状況につきましてご説明いたします。まず、取組みの状況というタイトルの右側でございますけれども、1から3 号機の原子炉と格納容器の温度はこの1ヶ月間20度から40度程度で安定して推移しております。先月は15度から40度の範囲で安定しておりましたけれども気温の関係で若干上昇しております。

次に、先月のトピックスについてご説明いたします。まず、左上の1号機の原子炉建

屋カバーですが、これから使用済燃料プールから燃料を取り出すための事前準備としまして、原子炉建屋を覆っているカバーと建屋上部の瓦礫の撤去を始めます。カバー解体にあたりまして瓦礫に飛散防止剤を散布したり吸引するなどいたしまして、放射性物質の飛散を抑えながら、しっかりモニタリングしながら慎重に作業を進めていきたいというふうに考えております。

次に、凍土方式の陸側遮水壁のところですけれども、これは汚染水対策の3つの基本方針のうち、汚染源に水を近づけない取組みのひとつであります。現在、地下水が原子炉建屋などに流れ込んでいまして、一日あたり約400tの汚染水が増えてしまっています。このため1から4号機の周りに凍った土の壁を作って地下水を遮断しようとしております。6月2日に土を凍らせるための凍結管を地中に設置するための掘削工事を始めました。今年度中に運用を開始することを目指しています。

その右隣りの多核種除去設備をご覧ください。これは汚染水を浄化する設備でして、3つの基本方針のうち汚染源を取り除く取組みのひとつであります。A、B、Cの3系統ありますけれども、AとCについてはフィルタのパッキンに劣化の兆候が見られましたので、先月から停止しておりましたけれども、その後改良品に交換しまして、A系は6月9日、C系は6月22日に運転を再開しました。B系につきましてはすでに改良品に交換しておりまして、先月運転を再開いたしましたので、現在ではA、B、C全ての系統を使って汚染水を処理しております。来年3月までに、タンクに溜まっています汚染水を処理することを目指しています。

次に港湾内全域の被覆工事ですけれども、これは海底の汚染土壌が舞い上がることによる汚染の拡散、これを防止するために海底の土壌をセメントなどで覆い固めるものでして、6月30日に工事に着手しております。今年度中に港湾内の全域の海底をセメントなどで覆うことを目指しております。

その下の暫定事務棟ですけれども、こちらは現在福島第一の敷地内に暫定的な事務棟を建設中でございまして、その一期工事が6月末に完了いたしました。現在当社の社員は福島第一にございます重要免震棟と福島第二の二つに分かれて業務にあたっておりますけれども、この一期工事が完成しましたので福島第二から水処理部門などの社員約400人が今月中に移転するということになっております。

次に左下でございますけれども、2号機格納容器内の温度計、水位計です。これは6月5日から6日にかけまして、格納容器の中に温度計と水位計を挿入いたしました。

挿入した際のカメラの映像などから、格納容器の底に深さ約30cm程度の水が溜まっているということを確認いたしました。暫定値ではあるんですけれども水温は約36度、空間部分の温度は、約34度でございました。現在指示値の変動状況を監視しているところでございまして、今後妥当性を評価していく予定です。

その右側の地下水バイパスですが、これは3つの基本方針のうち汚染源に水を近づけない取組みのひとつであります。山側から海に向かって流れております地下水、これを原子炉建屋の山側に掘った井戸から汲み上げることで原子炉建屋などに地下水が入りにくくするものです。原子炉建屋などの地下には溶けた燃料を冷やした汚染水が溜まっておりますので建屋に地下水が流入すると汚染水と地下水が混ざってしまうので、結果として汚染水の量が増えてしまいます。建屋に入り込む地下水を減らすことで汚染水の増

加を抑えるというものでございます。

井戸から汲み上げました地下水は、貯留タンクに集めて水質を分析して運用目標値を 下回っていることを確認して、排水する方法を取っております。これにつきましては漁 業関係者の皆様とも協議させていただいて決めた方法でございます。

水質分析につきましては当社に加えまして、当社と資本関係のない第三者機関でも実施していただいております。具体的には次の3/8ページの構内配置図をご覧ください。ここにございます、中央付近の赤い小さな点、これが井戸でして12個ございます。ここで汲み上げました地下水を緑の三本のラインがございますけれどもこれを通しまして、青い四角の地下水バイパス一時貯留タンクというところに集めます。ここで水質を分析いたしまして、事前に決められました運用目標値を満足するということを確認してから右側の海に向かって伸びている緑のラインを通して排水することになります。4月9日から汲み上げ始めまして、これまで5月21日から6月26日までに合計7回排水しておりまして排水量は8,635立方メートルになります。本日も8回目の排水を行っております。

今後ですけれども、当面1週間に1回程度排水していく予定としております。この貯留タンクでの水質分析のほかに、それに加えましてそれぞれの井戸でも週1回水質をモニタリングしておりまして、傾向を監視しております。それぞれの井戸での水質モニタリングでこれまでに4月15日と5月26日ですけれども、このときにサンプリングした際にトリチウム濃度が貯留タンクの運用目標値、これを上回っていましたので当該の井戸からの汲み上げをその都度停止しております。これは事前に決められました運用方法に従ったものであります。そしてその運用方法に従いまして、次回の水質モニタリングの時まで、その当該の井戸のトリチウム濃度が上昇しても貯留タンクの水質が運用目標値を満足するというふうに評価できましたので、その都度汲み上げを再開しております。

その後はひとつの井戸水の濃度が貯留タンクの運用目標値以上となる状態が続きましたので事前に決められました運用方法に従って貯留タンクの水質が運用目標値を満足するということを評価しながら汲み上げを継続しております。

前のページに戻っていただきまして、2/8ページです。そこに記載がございますように、トリチウムにつきましては法令で定められております告示濃度限度が、3ヶ月間平均ですけれども1リットルあたり6万ベクレルとされております。地下水バイパスではこれより一桁厳しい値を運用目標値として定めておりまして、貯留タンクにおきまして、1リットルあたり1, 500ベクレル未満でないと排水できない運用としております。今後もそれぞれの井戸の水質モニタリングを定期的に行いまして、貯留タンクの水質への影響を把握しながら排水の前にはその都度貯留タンクの水質が運用目標値を満足していることをしっかり確認していきたいというふうに考えております。

次に4号機の使用済燃料プールの天井クレーンの点検ですけれども、こちらにつきましては、クレーンの法令点検などを行うために現在4号機の使用済燃料プールから燃料の取り出し作業を一時中断しております。この取り出し作業の中断は9月初旬まで続きますけれども年内の取り出し完了を目指しております。

その右側の廃炉・汚染水対策福島評議会ですけれども、6月9日に3回目の会議が開

催されております。これまで福島第一の情報提供の取組みの状況をご紹介しましてさらなる改善に向けた貴重なご意見もいただいております。私からのご報告は以上になります。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。続いて規制庁さんお願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長 (原子力規制庁)

はい、規制庁の柏崎事務所内藤です。お手元の資料、資料の表紙をめくっていただきまして、資料1から4まで今日ご用意しております。

まず資料1ですが、前回の定例会以降の原子力規制委員会規制庁の主に軽水炉関係の動きを記しています。規制委員会の定例会ですけれども大きなところとしては、6月11日の定例会で今我々やっていますけれども、保安検査の実施要領を新たに制定をし直しています。保安検査の運用のやり方というのは、保安院の時代に運営要領をつくっておりまして、それをずっと継続して使ってきているんですけれども、今PWRが先行して新規制基準の適合申請の審査をやっておりますけれどもこの中で、重大事故時の教育訓練、事故発生時にどういう作業をやるから、その人たちがきちんとできるのかと、それによって評価上どのくらいの時間でどれができますという話しになっているんですけども、それが達成できるような訓練ができているのかということについてはきちんと見ていく必要があるということで、新規制基準適合後の話になりますけれどもそういったことも含めて、どういうかたちで保安検査をやるのかということについて実施要領を規制庁として定め直したというものでございます。

6月18日の定例会ですけれども、こちらは技術基準の解釈一部改正に対する意見募集というかたちで、今までも説明させていただいておりますけれども規制庁規制委員会が定める技術基準で性能基準・性能規定になっておりますのでどういうものをつければいいかとかということについたものは基本的に書いてございません。達成すべき性能を書いておりますので、それを具体的にどういうかたちで達成できるのかということについては、民間規格をエンドースというかたちで採用していくという方針でございます。エンドースすべき基準についての評価が行われましたのでそれの意見募集、パブリックコメントを行うことについて説明し了解を得られて今パブリックコメントを行っております。

次に検討チーム等ですけれども、新規制基準の適合関係、審査会合ですけれどもここに書いてあるように、122回会合まで開かれています。

次のページにいっていただくと柏崎6、7号関係ですけれども柏崎6、7号関係は審査会合というかたちで開かれておりませんで面談というかたちでヒアリングを進めているという状況にあります。

規制庁の次が規制庁のホームページ関係ですけれども、柏崎関係のものをここに記載させていただいております。6月6日ですけれども、これはかなり前に出ているものなんですけれども廃棄物処理系の固体装置の変更に伴う工事の工事計画の変更というかたちで出ております。この間ご説明しましたけれども2号機のところで新しいのをつくったというご説明をさせていただき許可を出しましたというご説明しましたけれども、工事計画の中にはいつ竣工なのかということについて計画線表が書いてあるんですけ

れどもそこの部分を6月竣工というかたちで出してきたものというかたちで、特に中身 の変更とかというものではございません。

次に11日ですけれども、溶接安全管理審査の申請変更届出が出ております。柏崎の 発電所は新規制基準対応等の工事もあって溶接等いろいろやっておりますけれどもそ れについての審査の中身についての変更の届出ということでございます。

6月13日ですけれども、保安規定の変更申請書が1件出てきております。内容は1号機のAM用、非常用、アクシデントマネージメント用の直流125 v 蓄電池をつくるかたちになるんですが、これも新規制基準対応になるんですけれども、その設置場所が現状、管理区域になっておりますけれども、管理区域ではなくてそこを非管理区域化をしてそこに設置をするというかたちで考えているということでそれに伴う管理区域の変更というかたちで申請が出ています。

次が当事務所の関係ですけれども、資料1の別添というかたちで付けさせていただいておりますが、今年度の第1回の保安検査を実施しました。6月2日から6月13日の間で行いましたけれども、それについてどういう項目とそれに対して何を見たのかということの速報を出させていただいております。検査として大きくやったのは、こちらの2ポツに書いてございますけれども保守管理の実施状況、保安に関する組織・職務等の実施状況、保安教育の実施状況、運転管理の実施状況というかたちでこの4項目を検査としてみております。詳細は省かせていただきますけれども、今回見た限りにおいて、保安規定違反の疑いがあるというかたちで詳細にみていかなければいけないものはございませんでした。

結果につきましては、今東京、六本木の本庁で中身について判断をするための準備を 進めておりまして、他の発電所の保安検査報告書も併せて準備が整い次第委員会にかけ て、保安検査の結果についての判定を行うことになっております。

資料2が福島第一関係でございます。福島第一関係ですと大きなところで言いますと6月25日の定例会におきまして福島第一発電所は特定施設として指定されていますので、それに対する実施計画というものが出されていて、それを認可してそれに基づいて進めていくかたちになっているんですけれども、その変更届け、変更認可申請の一部についての認可が行われています。敷地境界の線量の変更ということで、資料2の別添で詳細の部分付けさせていただいておりますけれども、2年をかけて敷地境界に1ミリシーベルトを目指すというかたちになっているんですけれども、現状、評価上の線量がかなり高い状況になっておりますので、その管理の仕方をどうしていくのかについて申請が出ておりました。計画としては妥当であろうということで認可をしておりますけれども3ページ目のところにありますように留意事項というかたちで今後どういうことを考えなければいけないのかということについて、留意事項を付けた上での認可になっております。

資料3でございますが、放射線モニタリング情報でございます。こちらについては最新の状況についてのアドレスを載せておりますのであとでご確認をいただければと考えております。

資料4が委員から提出されています、ご質問の回答でございますけれども寺尾断層の トレンチとか、北-1側線の調査に関する件でございますが、現状まだ事業者からその データに基づいてどういう考え方でどういう地形である、地層であるということについての説明がまだできていない状況になりますので、それらをきちんと確認をした上で審査会合の中で判断をしていくという状況にあるということでございます。

規制庁から以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長(資源エネルギー庁)

資源エネルギー庁事務所の橋場でございます。よろしくお願いいたします。 お手元の2枚紙に基づきましてご説明させていただきます。

1ポツ、原子力・エネルギー政策の見直しということで、これまで4月11日にエネルギーの基本計画が閣議決定されまして、その中身についてご説明させていただいて意見交換させていただきましたが、やはりエネルギーの基本計画というのは方向性というか骨格の部分であって中身の具体化がされていないということで、その中身について具体化するために、3つの小委員会を設けましてそれぞれ検討を開始しております。その3つというのは(1)から(3)でございます。

- (1) は新エネルギーということで、新エネルギーであればこの枠の中に書いてありますような地域間連携の増強でありますとか固定価格買取制度とか、技術開発促進等の再生可能エネルギーの導入拡大のあり方について検討を行うことにしております。
- (2) は原子力小委員会というのを設けまして6月19日に第1回目を開催しております。ここでは福島復興再生の取組みですとか、原子力依存度低減の課題、廃炉仕方とか、それから安全性向上の追及とかもろもろです。原子力事業のあり方について詳細な検討を行うことにしております。

それから3つ目は省エネルギーの小委員会ということで、こちらも需要抑制手法とか、技術開発、指標設定などについて検討を行っております。これは年内に検討結果を取りまとめることにしております。

それから(4)は独立、別なものですけれども電力システム改革の制度設計ワーキンググループというものが開かれておりまして、第6回目ということでここでは広域的運営推進機関に対する制度設計ということで、どういった機関にするかという検討を行っております。

それから、2ポツの福島の第一原発の廃炉及び汚染水処理対策関係でございますが、(1)汚染水対策現地調整会議、第10回目でございます。こちらについては、汚染水対策の進捗状況について議論がされております。

それから(2)廃炉汚染水対策福島評議会、これは東電さんの資料にもあったかと思うんですけども、こちらについては地元関係者ということで、自治体の首長さんとか、商工会議所、農協、漁協等の方も交えて情報提供、コミュニケーションを行っております。

それから(3)陸側遮水壁タスクフォースということで、第10回目が開かれておりまして、陸側の凍土遮水壁に対する検討、評価、進捗、管理ということで第10回目では大規模実証事業の進捗状況について議論がされております。

それから 3 ポツのその他でございますが、(1)原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議ということで、6月12日に開催されておりまして、こちらは原子力損害賠償制度で、福島第一の原発事故によって様々な課題が出てきたということで、この制度を見直すための議論を開始するということで、今回関係する省庁、外務省、文部科学省、環境省、経産省の各副大臣がまず議論をしましたということでございます。具体的には、今ある原子力損害賠償法の、これは事業者の責任範囲、事業者が無過失、無限責任ということになっております。そこらへんの責任範囲の明確化といったところとか、原子力損害補完的保証条約というのがあってそれに加盟するための国内法をどうするかといったような議論がされることになっております。

- (2)ですが、平成25年度のエネルギー白書を閣議決定して公表しております。
- (3) 再生可能エネルギーの発電導入状況公表ということで、これも毎月やっておりまして、今回は平成26年3月末時点のデータが出たということで、ここに書いてありますように、固定価格買取制度ができてから約43%の伸びになっているという状況です。
- (4) 表層型メタンハイドレートの掘削調査開始ということで日本海側で賦存が確認されている表層型のメタンハイドレートについて、これまでは広域調査ということで音波探査みたいなかたちでやっていたんですけども、今回は実際に地質サンプルを取得するというかたちで上越沖と秋田、山形沖、最上トラフというところで7月10日までやることにしております。

それから3ページ目ですけれども、水素燃料電池戦略ロードマップのとりまとめということでございまして、次のエネルギーということで、水素エネルギーに関する水素・燃料電池戦略協議会というのが昨年12月から検討をされておりまして、ロードマップを作成しましたということで、ここに枠の中に3つ、フェーズ1、フェーズ2、フェーズ3というかたちで水素エネルギーの開発を進めていきましょうということを取りまとめております。

最後(6)は火力発電所の総点検結果ということで、昨日公表したものでございますけれども、今年の夏の電力需給、全原発が止まっていて火力に頼らざるを得ないということで計画外停止を回避するための総点検を電力会社にやってもらって、あとヒアリングなんかをしました。その結果、全86発電所異常はなしという結果になっております。以上です。

◎新野議長

新潟県さんお願いいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐(新潟県)

新潟県でございます。資料は、お手元右上、新潟県と入っている資料でございまして下の方に新潟県防災局原子力安全対策課と入っている資料でございます。私、課長補佐の井内でございます。よろしくお願いいたします。

本日この資料の説明ですけれども、新潟県防災局、明日県議会の常任委員会を控えてございまして、私のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1番、安全協定に基づく状況確認といたしまして、6月10日に6号機のポンプ室などを確認をさせていただいております。柏崎市さん、刈羽村さんとともに 実施したところでございます。

続きまして2番、安全管理に関する技術委員会といたしまして、中島座長さんと 6月6日に泉田県知事、面談をいたしまして、簡単な資料が2枚はぐっていただい た報道資料、6月6日付けでございますが、添付をさせていただいております。

このフィルタベント設備の関係の想定につきましては、既に5月の技術委員会の際にこの表の中の上、つながっています3つのケースにつきまして、実施をするということで、既に技術委員会の中で議論したところでございますが、この6月6日の泉田知事と中島座長との面談を踏まえましてこの3つのケースの下に参考とございます、これはフィルタベント設備を通さないんですが、注水できずに格納容器が破損してしまったと、フィルタベントを通さずに放出されてしまったケースということで新たに追加するケースということで放射性物質の拡散シュミレーションを実施することとなっております。

技術委員会の中の課題別ディスカッションでございますが、これは一番先頭の説明資料に戻っていただきまして、現在6つの課題で進んでおりますが、前回の定例会以降といたしましては、まず高線量下の作業、これが第4回目でございます6月19日に開催をしております。主な議論の内容といたしましては、高線量下の作業ということで中央制御室の運転員ですとか、あるいは福島第一原発に物資などを輸送搬送した人の被ばく状況について議論を進めておりまして、今後これまで確認されました事実ですとか論点をまとめた議論をまたこれから始めるということで進めたいと考えております。

もうひとつ、6月13日、表でいいますと高線量下の下になります、シビアアクシデントでございますが、こちらの議論ですけれども、水素爆発への対策ですとか、事故の際の水位計の挙動等についての議論がございました。この中でも今後さらに議論するべきことを整理したうえで引き続き議論されるということを聞いてございます。この詳細については、ホームページからも資料等も含めてご覧になれますのでよろしくお願いいたします。

3番といたしまして、福島原発事故に伴う損害賠償額の一部の支払いということでございます。報道資料としては、一枚はぐっていただきますと表がございますが、内容につきましては職員の時間外の手当ですとか旅費、あるいは職員のコストということで支払いを受けたところでございます。

4番、裏側になります、その他といたしまして、報道資料については今私のほうで簡素に説明させていただいたところの他に、報道資料の2枚目の6月6日の裏のほうから、安定ヨウ素剤について東ねて資料を付けさせていただいております。

安定ヨウ素剤につきましては、地域の会の皆様からもこのたび申し入れということで、頂戴してございます。真摯に受け止めて原子力防災対策、そして危機管理対応、全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。安定ヨウ素剤の関係につきましては調査概要等、医務薬事課長からご説明させていただきます。

◎水沢医務薬事課長 (新潟県)

新潟県医務薬事課の水沢でございます。このたびの安定ョウ素剤未調達事案につきましては、住民の皆様、そして関係者の皆様に大変なご迷惑ご心配をおかけしましたこと改めてお詫びを申し上げます。

それでは、お手元に用意いたしました調査報告につきましてご説明をさせていた だきます。

本案につきましては去る5月8日に中間報告を行って、その以降当該職員が22 年度から25年度までの間に担当した全ての事務につきまして追加調査を行い、再 発防止策を取りまとめたところでございます。

調査の結果、4年間で担当した353事務のうち146事務におきまして、228件の不正、あるいは不適正事案、これを確認いたしました。その一方で当該職員には公金の着服というものは認められませんでした。また一部の支払いを当該職員が自費で支払っていたということも判明いたしております。

支出関係を確認いたしましたところ、物品の納入や清掃など役務の提供における 正当な相手方に対し支払いがなされておりました。

本人の不正行為は通常の事務処理ルールを大きく逸脱した特異なものでありますけれども、一方その背景には組織管理、事務システムの面の問題点も存在いたしまして、それらが複合的な誘引となって長期間にわたり不正を許すということになったということでございます。

お手元の概要版、本調査票ございますけれども、概要版でご説明をさせていただきます。

1ページ、表をご覧いただきたいと思います。総数228件のうち不正、これは 偽造した文書により事務処理を行ったものでありまして、これが74件。不適正は 購入や支払いの事務処理を行っていないものやあるいは事務処理手続きに問題のあ るもの、これが154件というふうなことでございます。

不正の方法といたしましては、決済文書に自分で調達した上司の印鑑を押印したり、別の文書に押印された上司の印影をコピーして文書を作成したり、上司の決済が終わったかたちにしてその後の支払い事務処理等行っていたというものでございます。

安定ヨウ素剤に係る国への実績への添付書類は切り貼りにより架空の契約書等も作成していたものであります。また電話料、清掃委託料など、本来県が支出すべき金額につきまして、支払い時期が遅れたため私費で支払ったというものが合計金額でいえば44万円ほどございました。尚、不正行為により安定ョウ素剤の未調達分に係る国の交付金が本県に交付されておりますけれども、職員自らの不正な利益というものは得ていないことは確認いたしまして、また物品の納入や役務の提供に対しては相手方に正当な公金の支払いがなされているということを確認したということを先ほども申し上げたとおりでございます。

次に不正の目的、動機、背景ということでございます。当該職員は医務薬事課に 勤務した22年度以降、企画立案や調整などこれまで経験していない業務を担当し ておりまして、うまく仕事をまわせないという状況にありました。

当該職員にとっては課長の指示等がことさら厳しく感じられ、できるだけ説明を

避けたい、遅れを隠したい、叱責されるのではないかというふうな気持ちが強くなりまして課長に事務処理の遅れを指摘されないよう、事務を進めているような説明をいたし、書類もつじつまを合わせるなど不正行為を行うようになったというものでございます。不正行為は文書偽造や決済を経ない、事務処理、虚偽の説明など極めて巧妙、あるいは悪質というようなものでございますけれども、一方、事務処理に不正はあっても正当な相手方に対し支出がなされていたことから、課内あるいは外部から大きな指摘を受けるということもなく、長期期間において不正が発覚しなかったということでございます。

次に問題点でございます。2ページをご覧ください。本事案については一義的には本行為を行った本人が責めを負うべきものでございますけれども、同時に組織においても会計事務処理、組織管理、予算執行管理、物品管理、危機管理こういう面における問題点というものが明らかになりまして、これらが複合して今回の事案が発生したものであります。問題点のポイントを申し上げれば会計事務処理では支出系授受等が個人管理に任されて不正行為への心理的けん制が働かなかった。係長が履行確認を行っていないなど会計制度への基本的な認識が不足していた。それから組織マネジメントでは上司のチェックが不十分であり、業務の進捗把握というものが不足していた。ヨウ素剤につきましては仮置きという意識もあって、現物確認がおろそかになり、非常時にどう対応するかという課題認識も足りなかった。

予算執行管理では、ヨウ素剤の購入予算が付与算というふうになったことなど、 事業ごとの予算管理が担当者のみとなり、組織的なチェックが不十分だったこと。 物品管理ではヨウ素剤について、物品出納員が管理部を管理していなかったこと。 消耗品類につきましては、照合確認の義務付けがなされていないということ。危機 管理面では本件の報告、公表に時間を要しまして第一報の迅速処理の原則に違反が あった。安定ヨウ素剤未調達が1年以上発覚しなかったことに関して福祉保険部内 の現物確認不備を始め複数の要因が背景として指摘される。ということでございま す。

最後に再発防止でございます。3ページをご覧いただきたいと思います。問題点に対応した再発防止策といたしましては、会計事務処理につきましては、③に記載がございます、支払いの確認入力手続き、これを管理者である課長補佐あるいは総務係長が自ら行うということを原則とする。それから⑤にあります出納整理期間中の会計システム上の取り消し処理権限を、管理職または監督職に限定するようシステムを改修する。

組織・事業マネジメントにおきましては、階層別研修等で業務管理、意識の徹底を図る。

予算執行管理につきましては、③にございます、新たなチェックリストにより、 各所属での不用額のチェック、これを厳密にやるということ。

それから、物品管理におきましては、物品会計規則を改正いたしまして消耗品に 分類される備蓄品についても年1回棚卸し、現物照合というものを実施すると。

危機管理におきましては、執務室内に危機管理発生時の対応フロー図を掲示させ 危機管理事案への迅速な対応を徹底するなど様々書いてございます対策を進めてい くということを考えているところでございます。以上調査報告の概要についてのご 説明をさせていただきました。

それからヨウ素剤の関係で委員からご質問いただいたものがございました。柏崎 刈羽原発当初に小国町でヨウ素剤を各家庭に配布した記憶がありますが実施された のかというご質問でありました。これにつきましては、長岡市に確認させていただ きましたけれども、原発建設当初に旧小国町でヨウ素剤を各家庭に配布したという 事実は確認できませんでしたというふうにご回答を得たところでございますので、 ご報告をさせていただきます。以上でございます。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。柏崎市さんお願いいたします。

◎関矢防災・原子力課長代理(柏崎市)

柏崎市の防災・原子力課の関矢でございます。よろしくお願いいたします。

ペーパーございませんけれども先ほど新潟県さんからありました、6月10日に 安全協定に基づく状況確認を実施しております。

また後ほどの説明と重複しますが、6月12日に市長臨時記者会見で地域防災計画の原子力災害対策編の修正及び原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画案というものの公表を行っております。それと6月13、19日の県技術委員会のディスカッションにおいて同席させていただき、議論の内容を確認しております。

それと6月18日に新潟県原子力発電所周辺環境放射線測定技術連絡会議に参加 しております。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。刈羽村さんお願いします。

◎山﨑主任(刈羽村)

刈羽村総務課の山崎です。よろしくお願いします。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては、安全協定に基づく状況確認および安全管理に関する技術委員会等に参加してその状況等を確認しております。刈羽村からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。予定を5分残していますが、前回からの動きの中で質問、 意見があれば。はい、武本委員さん。他はよろしいですか。

◎武本(和)委員

この1ヶ月で一番大きな出来事というのは、規制委員会の委員5人のうち2人が交代になるということがありました。今日、報告がないもので質問というよりも意見としてどうしても発言しておきたいんです。それは規制委員会、専門家を会議に招く際に原子力関係業界と金銭的な契約等があった人は基本的にまずいという内規があるというふうに聞いていました。しかし、今回選んだ委員は、原子力学会の会長だったり、いくつかのプラントメーカー、電力会社等から研究費をもらっているという田中さんという人を委員に選任する、これは規制行政の信頼にかかることだと思うので非常にまずいと思う。それは意見としてどうしても発言しておきたいことです。これがひとつ。

それから、東京電力に対して2つ聞きたいことがあります。

ひとつは、今日いろいろ説明してくれましたが要領を得ないということで、地下 水バイパスのことで汚染が確認されている井戸の水も混ぜて放流すれば基準以下だ から、混ぜて流すんだという考えはやめてくださいということです。

公害の基本は、薄めて濃度で規制すればということがいろいろ問題を起こしたという過去の経験があります。それで、大騒ぎして地下水バイパスの同意を取り付けたところ、確かNO. 12という井戸がかなり高濃度に、段々高濃度になってくるというようなことを確認しながら、それも混ぜて流す。こういう対応は絶対間違いですからやめてくださいということを言っておきたいと思います。

3番目、東電に対してもうひとつのことを言いたいと思います。私は毎回、地盤調査のことだとか、断層のことを聞いているけれども、それは現在調査中だということで何も答えてくれないんですが、実はこの間の東電視察でこういうパンフレットをもらいました。このパンフレットの6ページに断層の説明図が入っています。6ページの下のこの絵です。この絵が、この2年間で4回変わっているんです。最初は私が見たところ2012年8月10日の保安院意見聴取会、まだ2年経ってないんです。このときに示したこういう絵があります。これが、契機になって地盤調査がされて翌年の4月18日に報告が出る。その段階で変わりました。それがさらに昨年9月27日、これ6、7の適合申請、ここでまた変わる。それがさらに今年の3月のこのパンフレットでまた変わる。こんな中身は微妙なというか細かい問題ですから文書で質問しますが、こんなに勝手にころころ変わるということはどういうことか。具体的な質問は文書で出しますが、これはいったいどういうことなのかということを、これはこれから調査することじゃなくて、今まで発表していることですから東電には後日答えてもらいたいと思います。以上3つのことを言わしてもらいました。

◎新野議長

続いての武本さんは関連ですか、まったく違う質問ですか。

◎武本(昌)委員

いやあの、一部関連です。

◎新野議長

はい、じゃあお願いします。

◎武本(昌)委員

はい、武本でございます。

東京電力さんに質問が2つあります。今も話しに出ていましたけども地下水バイパスの件です。先ほど説明いただいたA3横長の資料の4/8ページのところに、今まで汲み上げた量として8,635立方メートルを排水となっています。一日約400 tの汚染水が発生しているということを言われていますけれども、8,635という数字をざっくりと計算すると大体一日100 tくらい今までの汚染水が減るということなのかなと思いますので、そうすると1/4くらい、一日あたり汚染水の量が、水が減るのかなというふうに思ったんですけどもそれでいいのかどうか、がひとつ。

2つ目がそのトリチウムが上流側の地下水にも関わらずトリチウムが検出される というのはいわゆる地表から浸透をしたということで考えていいのかどうかという こと。この2点について質問させてください。

◎新野議長

お答えいただける部分がありましたらお願いいたします。はい、お願いいたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター (東京電力)

東京電力の佐藤でございます。地下水バイパスの件ですけれども、流入8,63 5立方メートルの排水と建屋への流入量の関係なんですけれどもこちらにつきましては、地下水バイパスの作業を始めたところでございまして、まだその流入抑制の効果につきましてはまだ検証ができていないという状況ですのでその数字のところについては、まだはっきりしたことは言えない状況でございます。

あと、トリチウムが進入した経路といいますか、地表から入ってきたんでしょうか、というお話ですけれども、こちらにつきましてもどこから来ているのかというところはまだわかっていないという状況でございます。

それから、地下水バイパス、そのものの考え方なんですけれどもこちらにつきましてはあくまでも排水する水、こちらの水質が運用目標値を満足するということをしっかり確認するというルールになっておりまして具体的には先ほど申しましたように、それぞれの井戸から集められた貯留タンクの水質で確認しております。

トリチウムの場合には1Lあたり1,500ベクレルということになります。それに加えましてそれぞれの井戸でも週1回水質モニタリングをして傾向を監視していくということにしております。以上でございます。

◎新野議長

よろしいでしょうか。はい。

◎武本(昌)委員

地下水バイパスの効果については検証されていないということなんですけれども、 いずれにしろ汚染水が減るという効果はあるということでいいわけですよね。

◎佐藤リスクコミュニケーター(東京電力) そのように考えております。

◎武本(昌)委員

圧倒的な効果があるということでよろしいわけですよね。

◎佐藤リスクコミュニケーター (東京電力)

圧倒的といいますか、これによる流入量の抑制効果としては20から120立方 メートルくらいではないかというふうに計算は、事前の評価としてはしております。

◎新野議長

はい、ではよろしいでしょうか。はい。内藤さん。

◎内藤委員

内藤といいます。あの1ヶ月に1回だけ発行される新聞を読んでいるんですけど 原発という。そこに書いてあったんですけど、福島第一事故のときに対応のために 緊急作業事業者という人が入って、2011年3月14日から同年の12月16日 まで作業したわけですけど、緊急被ばく線量限度が100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げられて、新聞の記事では「174人が作業中に100ミリシーベルトを超えている」と書いてあるんですけれども、これは厚生労働省のことについて書いてある記事なんですけれど、これに対応にあたった人が全員で2万人いるというふうになっていて、2万人全員を対象にして、作業にあたった人を生涯にわたって放射線の影響について調査するというか、そういうふうに決まったというふうに書いてあるんですけれども、これについて政府の方にもっと詳しいお話を聞きたいんですけれども。厚生労働省なんですけれども。

◎新野議長

ここにはメンバーがいらっしゃいませんけれども、公表されている内容はあるにはあるんですよね。今ここでは回答が難しいと思いますので、運営委員会で検討してみます。回答がどこかからいただけるのか、たぶんいろんな報道で出ていたので、何か糸口があるかもしれませんので。はい。このあとの議題がいろいろありますのでこれでよろしいですか。次に移らせていただきまして。

では(2)に移らせていただきます。これは柏崎市がご存知のように避難計画を 出されていますのでその5月でしたか、規制庁さんから、国の方針とする骨子のと ころを入り口でご説明いただいていまして、市に至る間に県のお立場がありますの で、県は2月に公表されている段階が、たぶん最新版なのかと思うんです。

その概要をもう一度ご説明いただいたあとに、市の考え方をお聞きして、村は秋口に改定がだされるようにお聞きしていますので順次、皆さんにご報告をいただきながら議論をというふうに考えています。

新潟県から10分程度のご説明をいただくことになっていますのでよろしくお願いいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐(新潟県)

新潟県でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料で、以前お配りさせていただいた「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」というものでございます。詳細にわたりますので、もしよろしければ横書きのポイントといいますか、ちょっとしたポンチ絵のような資料でございますが、これと併せてご覧いただければと思います。

この行動指針につきましては、今、会長さんからご案内ありましたように本年2月3日の防災会議の中の原子力防災部会におきまして案ということで公表させていただいております。

その後の取扱いですけど、3月末に新潟県防災会議、親会議といいますか、開催してございます。その親会議におきまして、報告をさせていただいて、現在は案を取らさせていただきながら、ただバージョン1ということが表紙にもそうですけども、横書きのペーパーにも必ずついているものでございます。これは、25年度末の時点におきます考え方、県という立場で広域避難の具体的な考え方ですとか、そのほかもろもろといいますか、防護対策の基本的なスキームはなんなのかということですとか、あるいは災害時の要配慮者の避難の考え方はどうあるべきかといったものを年度末時点で整理をさせていただいたものでございまして、このバージョン

1というものは、今後も随時更新を続けていってより具体的にしていく使命がある ということも含めてバージョン1とさせていただいたものでございます。

この表紙の裏側にも少し記入させていただいておるのですけれども、これは福島の第一原発事故等を踏まえた県の地域防災計画、これは県の地域防災計画は福島の第一原発事故以降2回ほど修正、改正をさせていただいておりますけども、その中の広域避難に関する市町村さんとの検討状況を踏まえたものでございます。

実はこの行動指針にはもうひとつちょっと薄くなっているんですけれども策定時の課題という6ページほどの資料も付けられておりまして、広域避難の行動指針は必ずしも今段階で完璧というものでは残念ながらなくて、いろいろな課題を含めて別添でも整理をさせていただいております。これらの課題の解決を例えば市町村さんですとか、あるいは国さんと連携を図りながらさらにステップアップ、進化していきたいというのが我々の考え方でございます。

そういった様々な課題はありますけれども、現段階で万が一の事故に備えて一番新しい基本的な情報とか考え方を市町村さんと一緒に共有する必要があるだろうということでまとめたものでございますけれども、一番行動指針の中でコアな部分といいますか、4-1とか2とか3というところが一番肝の部分になっております。例えば私の説明のあとに柏崎さんからご説明もあるんですけれども、4-3などをめくっていただきますと、この中には即時避難区域、いわゆる PAZ の避難先候補の市町村さんということで、柏崎さんと刈羽さんを一番左にしながら万が一に備えてここを避難の元の市町村さんとしたときにどうなっていくのかということをいったん表の中に落としこんだものでございます。

3月の段階ではここまで整理をさせていただきまして、ただもちろんこれでは候補先の市町村さんの名前が載っているということに過ぎないですので、このあと、それはもう実際には2月、3月くらいまでは始めさせていただいていたんですけれども県として仲介をしながらもちろんこの表で言っております受け入れの候補の市町村さんも交えながら調整をさせていただいて、柏崎市さんの避難計画の案の中で詳細がある程度具体に調整が済んだところが示されたということでご理解をいただければと思います。

例えば、我々マッチングと呼んでいますけれども避難先の候補の市町村さんとの調整作業につきましても柏崎市さんを皮切りにということでやらさせていただいておりますので、今後また PAZ の市町村さんのほかに、さらにはその外側といいますか、UPZ の市町村さんで、今度受け入れの市町村さんということで遠方の市町村さんなども交えて検討を進めながら市町村さんの避難計画ももちろんそうですし、この行動指針のバージョンアップも図りたいと考えております。以上で県の考え方の説明を終わらさせていただきます。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。まだ細部を決めていないところですので、考え方をご 披露いただきましたので、それに添って柏崎市さんができる範囲のところで今日ご説明 いただく内容をまとめてくださったんだろうと思っています。では柏崎市さんからのご 説明お願いします。

◎関矢課長代理(柏崎市)

柏崎市の防災・原子力課の関矢です。よろしくお願いいたします。

お配りしている資料なんですが2種類ありまして、ひとつは「柏崎市地域防災計画原子力災害対策編修正(案)の概要」というものと、「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画 Ver. 1」の案という2種類お配りさせていただいております。資料はございますでしょうか。ちょっと長くなりますので座らせていただいて説明させていただきます。

まず、柏崎市地域防災計画原子力災害対策編の修正案の資料をご覧いただきたいと思います。先ほども申しましたが、6月12日に市長の臨時記者会見で計画本編の修正案、それに基づく広域避難等の詳細を定めた、原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画案というものを公表いたしました。また19日には、市議会の総務常任委員協議会というところで議員さんにも計画の概要を説明しております。

そして6月12日から原子力災害対策編と地域防災計画、風水害、それと地震津波という3編、今回修正案をまとめておりますので、それに対するパブリックコメントを12日から行っております。これにつきましては6月20日号の広報かしわざきでもお知らせをしております。パブリックコメントの予定ですが、7月11日の締め切りの予定で今コメント中でございますので、ご意見等ありましたらお寄せいただきたいと思います。

防災計画なんですが、1ページに上下と2段のつくりになっておりますので、それぞれまた表紙の下段を見ていただきますと、囲みの中の右下に数字2と打ってありますが、これがページ数ということになります。

柏崎市では福島原子力発電所の事故後に、平成24年10月1日に第1回の修正を行っております。その後、国の防災基本計画の修正、原子力規制委員会の原子力災害対策指針の全部改正、それと先ほど新潟県さんからご説明ありましたけれども新潟県地域防災計画原子力災害対策編の修正を受けまして、それらとの整合性と原子力災害対策の充実と強化を図るために今回修正を行うものとなっております。

それでちょっと小さくて見にくいかと思うのですが、四角の囲みの中にさらに四角の 囲みということで、今回の主な修正点ということで19項目、概要ということで載せさ せていただいて、これについての概要説明を資料化したものであります。

例えば2番の緊急時の意思決定のための基準、EALですとか、OIL、こういうものが国のほうで定めたのでそれを取り入れたということになりますし、例えばちょっと飛びますけども11番の園児、児童、生徒等の保護者への引き渡しルールの定め、こういうものですとか、情報のあり方ということで、16番にあります、コミュニティセンターを核とした情報提供の強化、こういうものについて今回計画の修正を行っております。

一枚めくっていただきまして、左のページの上段、先ほど今回の主な修正点ということで19項目を挙げておりますが、この左のページの囲み上段の中の一番上、1.計画の基礎とするべき災害の想定に「過酷事故」を明記、という修正点の項目を挙げておりまして、その下に第1章総則、第5節計画の基礎とするべき災害の想定というところで計画の修正部分を挙げておりまして、現行修正前の要旨とその下、修正案の要旨ということで今回修正した内容を記載をしております。地域防災計画の原子力災害対策編についてはこのような資料の読み方をしていただいて、広域避難計画のほうを説明をしたい

と思いますので、同様にその後お目通しをいただければと思います。

それでは、資料を変えましてもうひとつの原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画の バージョン1の案という資料をご覧ください。

この広域避難計画は、先ほどの柏崎市地域防災計画原子力災害対策編の第2章原子力災害事前対策の中の第12節、避難・屋内退避実施体制の整備というところの第2項に避難計画の作成というものがありまして、これに基づいて作成をしたものが広域避難計画というものであります。ただ今までの原子力防災計画の中でこういう避難計画がなかったのかということなんですが、従来 EPZ、概ね10km圏内の防護対策を取るべき区域というものの定めの中でコンクリート屋内退避計画ですとか、避難計画というものは従来からつくってその概要につきましては原子力防災のしおりとか地図に落とし込んだコンクリート屋内退避の施設の配置図、そういうものでお知らせをしておりました。

そういうコンクリート屋内退避計画、避難計画につきましては、資料編の中に表レベルで載せていたというところで、別冊にして広域避難計画というものをつくったのは今回が初めてであります。今回の広域避難計画は先ほど新潟県さんからもご説明ありましたけれども原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針、これを受けまして柏崎市として作成を行っております。市域を越える広域的な避難に必要な体制等を構築することを目的として中身は避難等に関わる情報連絡体制及び避難先、避難手段の調整、避難経路の選定、こういうものをどうするかというところで最後には市内の各地区から避難者受け入れ先の自治体まで、基本的な枠組み等を定めております。

今回は広域避難計画の案につきましては、現時点における基本的な考え方をまとめたもので新潟県の避難シュミレーションの実施結果ですとか、原子力防災訓練もやっておりますが、新たな広域避難計画をつくっていますのでまだ訓練をやっておりませんので、これらの検証、関係法令の改正ですとか、そして今後国、県、関係機関との課題解決のための協議を進めていって随時交渉するというところになります。

避難計画を立てる際の万一の原子力災害がどういうものかと、そして避難に対してどれだけの時間の余裕があるのか、ないのか。市民の皆さんが安全に避難できるかどうかというものが連動しなければいけないわけですけども、今回の広域避難計画案につきましては事故の想定ですとか、シュミレーションについては考慮しておりませんので、ただ段階的な緊急事態訓練の対応ということで即時避難区域 PAZ の避難については放射性物質の放出前の避難を基本としていることと、避難の際には、放射性物質の放出がないということで風向きを考えるということと、早く遠方に避難するということを前提に作成しておりますので、そういうことを前提にしているということでお聞きいただければと思います。

それでは、広域避難計画の表紙をめくっていただきまして、左が目次になります。右のページが第1章総則ということで、今私がいろいろ話した内容、それから作成の経緯が書かれてありますので、後で目を通していただければと思います。

右のページの第1章総則の下のところですけれども、第1章は1-1ページというふうな番号を振っておりますので、今後の説明でページ番号を言うことになりますので、ページを見ながら進めさせていただきたいと思います。

もう一枚めくっていただきまして、右側、第2章、2-1ページですが、原子力災害

対策の基本事項を書いております。

ここでは原子力災害に対応するための防護措置の避難や屋内退避などについて整理をしたかたちで記載しております。以前の対策から避難という言葉はあったんですけども、(1)の避難及び一時移転と。一時移転とはなんだろうということで、今後出てきますが、国の原子力災害対策指針の中で UPZ 等において OIL の状況を踏まえて、避難という言葉でなくて一時移転という新たな言葉が出てきましたのでこういうふうに書かさせていただいております。

次に一枚めくっていただきまして、2-2。ここに今までもご紹介させていただきましたけども、2番の原子力災害対策重点区域の範囲ということで柏崎市につきましては、発電所を中心にして半径概ね5 k mの即時避難区域の PAZ と、発電所から概ね5 k mから3 0 k m圏内の避難準備区域 UPZ に市域がすっぽり入りまして、二つの PAZ、UPZ にコミュニティ単位の地区別で PAZ、UPZ の範囲を設定させていただきました。

2-3を見ていただきますとピンクで色を塗っている部分の7つのコミュニティエリアが PAZ、24のコミュニティエリアが青で着色してありますように、24のコミュニティエリアというふうに表しております。

次にもう一枚めくっていただきまして、2-4ページ。ここには防護措置とその実施基準ということで、緊急事態区分、(1)で書いてあるんですが、PAZ、UPZ、EAL とか OIL とかこういう面倒な文字が出てくるんですが、緊急事態区分 EAL、この中に EAL 1から 1、 2、 3 という 3 段階の区分がされております。

①の警戒事態 EAL1、それと②の施設敷地緊急事態 EAL2、これは原災法でいう10条の通報対象のものというふうに理解していただければと思います。③の全面緊急事態 EAL3、これは原災法15条に該当ということで理解していただければと思います。

2-5ページには、イメージとして原子力発電所の事故等の発生の進展状況を上の矢印で右側に流れていくイメージで、左側の PAZ、UPZ、それと柏崎市は UPZ 外はないんですが、PPA といわれる UPZ の外側ということで、先ほどの緊急事態区分の進展によって PAZ、UPZ のエリアに対してどういう防護措置を取らなければいけないかというものを簡単にイメージとして表したものになります。

さらに2-6から2-10ページまでは、先ほどの EAL1から3までの該当する、それを判断する事象といいますか、事項といいますか、該当するものは何かというものが、原子力災害対策指針で決められておりまして、それの項目を拾ってきておりますが、今後東京電力の方と協議を行いまして、発電所の具体的名称に置き換えて、行政としても聞いてわかりやすく、判断できるようなかたちで今後これを整備していくという予定になっております。

そして、2-1 1ページをご覧ください。また新しい言葉になりますが、原子力発電所から放射性物質が環境に放出された段階で、その放射線量の測定結果ですとか、そういう実測地を元に防護措置の実施を判断する基準という OIL という言葉が決まりました。これは、主に UPZ の防護措置なんですけれど、OIL1については一日以内に500 マイクロシーベルト/hが検出されたところについては、一日以内に避難しなさいという感じと、OIL2 越えというのは地表からの沈着物等の放射線量に応じて、20 マイクロシーベルト/h であると 1 週間以内に一時移転をしなさいというような状況になりま

す。あとスクリーニングですとか、飲食物の摂取制限というものも OIL の中になります。 その具体的な数値等につきましては、もう一枚めくっていただきまして 2 - 1 2、ここ に具体を記しております。

2-13になりますが、これが避難先の選定ということの考え方。まずは PAZ における避難先の選定の考え方というところで、柏崎市としましては、避難先は基本的に県内の自治体として 50 k mを超える遠方の避難先を確保するというところで、新潟県さんの調整を受けまして PAZ につきましては、下の 2-4 の即時避難区域 PAZ の避難先自治体ということで、地区のコミュニティ単位で発電所から北側の高浜、南部、二田地区につきましては村上市さん。中通地区につきましては湯沢町さん。西中通地区につきましては妙高市さん。荒浜、松波地区につきましては糸魚川市さんというところの調整が入りまして、これを元に受け入れ先自治体と柏崎市と具体的に避難受け入れをどうするのかという協議を進めてまいりました。詳細についてはまたのちほど、後段で説明することになります。

一枚めくっていただきまして、2-14、今度は避難準備区域 UPZ における避難先の選定の考え方ということです。PAZ がまず先行で避難しておりますので、UPZ の区域に避難指示が出た場合にどういう考え方で避難をしていただくのかというところを考えまして、先ほどの新潟県さんの避難行動指針の考え方として、避難先、受け入れ候補の自治体というところで、方面別に柏崎の地区コミュニティ単位で複数の自治体さんを候補というところで、現状協議はこれから具体を進めていくという状況になります。

2-15、避難先の選定の考え方ということで、発電所を中心に北側、青系の色を着色部分が、青が PAZ、ちょっと薄い水色が UPZ、これが新潟・村上方面を目指すと。そして、緑色については、PAZ、UPZ、魚沼・湯沢方面。それと赤とピンクの方面につきましては、糸魚川・妙高方面ということで、どうしても柏崎を中心にしますと、道路網等、山間部、これらを考えますと三方向だろうということで、これを基本的にまずは目指す、受け入れ先を決めていくというところになります。

もう一枚めくっていただきまして、2-16ページ。避難指示等の考え方ということで、先ほどの事態区分における避難等防護措置の概要ということで PAZ、UPZ に分けまして EAL1、2、3、OIL というところで、わかりやすく、何をしなければいけないのかというようなところを簡単にまとめたものです。ここで学校ですとか、保育園という放射線弱者に対するところをどうするのかというところで、ここに水色で特記しております。詳細につきましては、後段で住民の皆さんから取っていただく行動と併せて学校、保育園がどうするのかというようなことを別途まとめております。

2-17ページですが、緊急時における情報の流れということになります。一枚めくっていただいて、飛びますが次に 3 章、3-1ページですが、緊急時における連絡体制ともう一枚めくっていただきますと 3-2、地区コミュニティ等への情報伝達体制というところにつきましては、先般柏崎市の情報伝達手段というテーマで説明をさせていただいたものは、この避難計画から当然決まったところを先般ご紹介させていただきました。

次に4-1、4章、住民等の避難体制ということで、避難までの流れということになります。従来の避難計画ですと、コンクリート屋内退避施設にバスが迎えに来て、バス

で避難所もしくは近隣の市町村の県が指定する避難所というところに避難するということでありましたが、新しい広域避難計画につきましては避難につきましては、原則自家用車での避難が可能である方については、自家用車を使っていただくと。その時点で自家用車等で避難ができない方につきましては、バスによる避難、そのための集合場所、ここに自力もしくは町内の方の支援を受けて、こういうかたちで集合場所に集まっていただいて避難経路を経由しながら避難先自治体のまずは避難経由所というものを目指していただくことになります。

避難経由所につきましては、今後の広域避難については、自家用車というものが大半であるというふうに想定されますので、目指すべきランドマーク的な施設、大きな広い駐車場などがないと避難も迅速にできないということで避難経由所、それと被害の進展の状況におきましては、避難受け入れ先の自治体の避難所の開設がどこまで開けているのかというところがわかりませんので、あらかじめなんとか小学校というふうに決めて避難をしていただくと、実際にそこに行ったらまだ開いていないとか、災害の状況によっては学校で授業の途中だとか、そういうものとか、施設によっては改修工事、そういうもので1対1で避難先を指定しますと、いざ何かあった時には使えないというような状況も考慮しながら、受け入れ先の自治体の避難所として使える施設というものは、柏崎市であろうが、村上市さんであろうが、避難所の施設というのはあらかじめ把握はできておりますので、どういうところが使えるかというものは、事務方サイドで事前に把握しておくということになります。

そして、一枚めくっていただきまして、4-2、先ほどの避難経由所というものを目指すというところのメリットですとか、その後避難経由所から避難所までの移動方法というような考え方につきましては、囲みの中にまとめております。

4-3、住民等の行動ということで、先ほど学校、保育園ということを申し上げましたが、4-3から4-5に表として、PAZ と UPZ に分けて、さらに事態区分、EAL1、2、3の時の行政の対応は何を対応するのかというところと平行しまして、住民の皆様から取っていただく行動、それと要避難者等の対応をどうしなければいけないのか、さらに学校、保育園の対応をどうするのかというのを一覧で比較ができるものとして4-3、4-4は UPZ になります。4-5は UPZ の続きということになります。こういうものでわかりやすくまとめたものがこれになります。

例えますと4-3の PAZ における警戒事態 EAL1の段階で、当然行政等は発電所の 状況ですとか市民の皆さんへの注意喚起等を行うわけですけれども、住民の皆さんはこ れからご質問等もあるかと思いますが情報伝達、市の広報、こういうものが伝わるのか 伝わらないのかもありますけれども、こういう市からの注意情報、現状も聞いていただ いて、次に備えるということで自宅等に帰っていただくとか、不要な外出を控えて情報 に注意してもらうと。こういう時点で一時的に柏崎に観光で来ていたとか、通過中であ るとか、という方については柏崎市をなるべく早く離れていただくというような状況に なります。

学校、保育園につきましては、この段階で複合災害、地震ですとかそういうものが起きていれば、地震対応での学校側の対応もマニュアルでできております。震度いくつであれば安全が確認できたらそのまま授業が続けられる状況であれば授業を続けると。甚

大な地震であれば保護者への引渡しは親が迎えに来ると。集団下校とかそういうものは 原則しないというマニュアルがすでにできておりますので、原子力災害においても保護 者から迎えにきていただいて引渡しをすると。保育園についても同様であります。こう いうものをまとめたものになります。

次に4-6ページに安定ョウ素剤の予防服用、4-7にスクリーニング、5-1については要配慮者の避難体制ということを記載しておりますが、これについては具体的なことは今後、国、県、及び関係機関等、具体を協議していくということで考え方、基本的な考え方を記載しております。これは新潟県さんの避難行動指針と同様になっています。

それで一番皆様が知りたいという第6章、柏崎市地区別避難先等一覧ということで、めくっていただきますと、6-1、6-2、これは見開きでひとつの様式になっています。6-1、6-2ですと、PAZ地区の避難先等一覧の部分を示しております。詳しく申し上げますと、表の左から町内会、右に移っていただきますと、町内会の位置情報ですとか、これは発電所からの距離ですとか方角、それと PAZ 重点区域、コミュニティ地区の名称ということで情報になっております。また右に見ますとそれぞれの町内会の世帯数、人口、それと避難行動要支援者、これは柏崎市は避難行動要支援者制度という制度は平成22年、23年に制度化しておりまして、対象となる方への通知等、避難行動要支援者としての登録をする、しないの返事をいただいている方ということでの人数等。原子力災害時に安定ョウ素剤の服用で3歳未満のお子さんについては、粉をシロップで溶かして服用させるということになっているんですけれども、なかなかョウ素剤の服用は難しいということになっておりますので、そういう乳幼児の方の人数を加算したものになっております。

さらにその右については先ほど申し上げましたように自家用車等で避難できない方が バスによる避難のために集合していただく施設、これは従来のコンクリート屋内退避施 設等を挙げております。

右のページにいきまして、その地区から避難経由所、一番上の段を見ていただきますと、大湊、宮川、椎谷の方については30km付近までの経路ということで複数、村上方面を目指す経路を記載しております。そして概ね30kmを超えるあたりの地点について、アンダーラインで記載しております。例えば高速道路を使って行きますと、栄パーキングあたりがもう30km超えていますよということになります。

本来この経路をつなげて、避難先自治体内の経路につなげればいいんですけれども、柏崎の地域を出て村上に向かうにはいろいろな途中で経路があります。今回これが中抜きになっておりまして、村上市に入ってからの経路で目的地としての神林総合運動公園、神林総合体育館、通称パルパーク神林というところを避難経由所ということで目指していただくと。以前防災訓練等でナビを使うということで、例えば電話番号だとか住所が事前にわかっていればいいということで今回電話番号ですとか、施設の住所、こういうものを載せております。

同じく荒浜、松波の方については同様の考えで糸魚川市の市民総合体育館を目指していただくと。それから西中通の方については、妙高市の妙高杉の原スキー場を目指していただくと。

一枚めくっていただきまして、6-3。中通地区の方につきましては、湯沢町になりますので、湯沢町カルチャーセンターもしくは湯沢町の公民館を目指していただくということになりますし、西山の南部の方につきましては、村上市になりますし、もう一枚めくって6-5ページになりますと、西山の二田地区の方も村上市ということになります。

6-7ページ以降につきましては UPZ 地域になります。同じ表で経路、避難先候補 自治体というものは新潟県さんの調整で示されておりますが、具体の避難経由所等はま だ決まっておりませんので、書けるところまで、出発点ですね、そこまでは記載できま すが避難先自治体内の経路、自治体名、避難経由所につきましては今後協議のうえ決ま り次第ここに落とし込んでいきながら市民の皆さんにお知らせをしていくということに なります。

そしてこの冊子の後ろ2枚を見ていただきますと別紙として今後の課題ということで 1 0 項目ほど挙げさせていただいております。これにつきましてはまだまだ具体化等が できていません。その内容等は順次具体化を図って広域避難計画に反映していくという 課題になっております。そして、広域避難計画につきましては、8月5日号の広報かし わざきに広域避難計画の概要を記事にしてお知らせする予定になっております。

それから、7月29日に柏崎市防災会議を開催することになっております。先ほどの柏崎市地域防災計画原子力災害対策編の修正案、それと地域防災計画風水害、地震津波災害対策編、これらを承認となれば柏崎市広域避難計画の計画案、防災計画の本編は案が取れますので、当然広域避難計画も第一弾の策定ということで案が取れることになっております。それらを踏まえまして、PAZの地域から順に広域避難計画の説明ですとか、ご意見、それから地域の実情というところがありますので、そういうものをお聞かせいただいたりするために順次地域に出て行くという予定をさせていただいております。それから本年度末に防災ガイドブックというものを策定する予定にしております。

一般災害、原子力災害、それらを集めたかたちでのガイドブック、これを作成して全戸に配布する予定となっておりますので、UPZ等の具体を早急に進めるというところで今協議を進めているところであります。説明については以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。いよいよ皆さんのご意見を、と思うのですが長くなりましたのでトイレタイムを取らせていただいて、戻り次第再開をさせていただきます。よろしくお願いします。

(休憩)

◎新野議長

今日は若干、21時15分まで長めに取らせていただいていますが、1時間を切ってしまっていますが、今日は出張とか会合で5名の方が残念ながら欠席ですので、15名おいでになるかと思うんですが、できればひとことずつでもいただきたいと思いますので、少し短めに要点だけをお願いします。今のご報告、ご説明の中では全体をご説明いただいていますけど、本来は聞いたばかりでいろんな思いがおありでしょうけれど流れの中で4つに区切らせていただいて、初期の情報伝達がまだ一度もきちんとした議論がされていなくてスタートなんですけれど、これにできれば集中してご意見をいただけれ

ばと思います。今日のご説明の中がこのあと、この会を経ますと緊急時の対応のところでまたその中のご意見、お考えをお聞かせいただく日がございますし、そのあとは賠償とか除染がどうなっているんだろうというようなご意見なんかがいただけるということがどこかで3回目に予定をしております。最後に総まとめとして、平時にどんなことが知りたいのか、知っておくべきなのかという総まとめのような議論にもっていければと思っています。

情報伝達というのは全体に関わるんですけど、今ご意見をいただくのは一番大事な緊急時、発災直後の初期情報伝達ですね、これが住民にとっては一番の最初の関心事だと思いますので、ここでご意見、お考えをお願いします。細かいことをオブザーバーに確認するというよりは、まだ骨子が決まらないというようなご報告ですので、これから検討いただける内容になるかも知れませんので、ふだん思っていらっしゃることを大枠の中でお考えやご意見として発信するのが今はまだ妥当かなと思っていますのでよろしくお願いします。どなたからでも、はい、前田さん。

◎前田委員

はい、前田です。私はですね、市の防災計画を聞かせてもらってまずは初期の情報伝達の話もありましたけれども、それにつけても一番重要な部分、要するに先の見通しはいくら情報伝達を密にしたとしても先の見通しというのはなかなか一般住民に伝わりませんよね。そういう意味で、まず逃げ場所を明確にしたというところでは評価できるなあと実は思っています。これがあれば変な話ですけど途中の難しい部分は置いといても行政から出る初期の情報の中で明確に EAL1 状態で PAZ の人はもうすぐに避難してくださいという判断ができるかと思いますので基準として市民には PAZ だけじゃなく、30km圏内の人たちも含めてだいたいの逃げ場所が明示されているというところで評価したいなと思います。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。続いて、徳永さん、石坂さん。

◎徳永委員

はい、徳永です。新潟県に要望ということになると思います。これは先月、質問に対してペーパーで回答いただいたものです。公共情報コモンズというのをいただきました。なるほどなと。皆さん発信される側は大変いいやり方だなと思います。以前申し上げたこともあるんですけど、ここにも書いてあるんですけど、テレビはともかく、やっぱり日常的に私なんかはラジオを聴いているんですね。以前の県の回答は FM とおっしゃっていました。FM もいいんですけど、こちらではあまり馴染みのない FM 局の名前がありました。私が申し上げたいのは AM 放送のほうもぜひお願いしたいと思うんですよね。私くらいの年齢は、私個人的なことになるかと思いますが、実はあまり FM は聞かない。中越地震、中越沖地震のときになると 7 6 . 3 メガヘルツを聞きます。私、西山なんで、当時は FM 長岡が器材一式確か西山事務所に設置をしてですね、それはもう超ローカルな放送局ですから、大変細かいんですが、県の立場では広く新潟県内に広報するとすればぜひ AM 放送も民放のほうもお願いしたいと思います。仕事中はそっちを聞いています。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。こんな感じで住民のね。はい。

◎石坂委員

はい、石坂です。前田委員が言われたように、確かに、特に PAZ も結構、なんていうんですか、避難経由所ですかね、そういったところの具体的な先であったりとか、細かくだいぶ指定をされていて、そういったところの評価はさせていただきたいというふうに思います。

ただやはり、何回か前の定例会でも申し上げたんですが、避難するときに一番重要なのはパニックの防止だと思うんですよね。当然のことながら PAZ は即時避難で UPZ は屋内退避というかたちになっているわけであって、それを本当に事前からきちんと説明をする、そのためには屋内退避の有効性であったりとか、そういうことを本当に丁寧に説明する必要があると思います。それができて初めて 5 km圏外の、私なんかもそうですけれども無用な移動は避けて屋内に退避しようと、待っていようというかたちになるわけであって、その辺のパニックを無用な行動を防止するための、そういう情報伝達が一番大事だというふうに思うわけであります。

今、徳永委員が前回のときに質問された情報コモンズというものが、前回の資料の中にもありましたけれども、公共のメディアを使って非常になんていうのかな、いい情報伝達の手段であるということでありますけれども、それだけの素晴らしい手段であるにも関わらず、柏崎市さんの今のこの避難計画を見ましたけれども、最後の最後で市民に届ける手段の中にそういったことがひとことも書いてない。この辺がちょっと私はどうなのかなと思ったところもあるんですが、その辺の最終的に市民に届ける方法として柏崎市さんもやはりコモンズというものを検討していらっしゃるのかどうか、そのへんをちょっとお聞きしたいと思いました。

◎新野議長

あとで、いくつかまとめてがいいですか。はい、お願いします。

◎関矢課長代理(柏崎市)

情報伝達のコモンズにつきましては、当然柏崎市も原子力災害だけでなくて、自然災害もあります。そういうことで取組みについては、防災・原子力課防災係でも主になって検討作業を進めています。ただ情報コモンズなんですけども発信側が県、市町村、それぞれがどんどん出してくると放送局というかそちらも整理をどうして、どういうふうに情報を流すかとか、そういうところも整理をしないと、新潟県が発信、柏崎市が発信、刈羽村が発信、といったときにじゃあ住民の人はどこの、どのタイミングで情報を取ればいいのかという弊害もあるわけで、例えば前回使った速報メールも市も流し、村も流し、県も流すと、もう3つ入ってくるわけですよね。そういうところも今度は情報過多みたいなところも今後どうしたらいいかというようなところで市も検討は開始しております。

◎石坂委員

すみません、今の回答に対してということなんですけども。ということはですね、今 私が情報コモンズのことについてお聞きしたのは、他の例えばラジオですとか、防災無 線とかそういうことに比較して、テレビとか非常にふだん目にしている機会の多いメデ ィアを通じて情報が得られるんではないかというふうに思ったんで非常に有効なんでは ないかなというふうに思ったんですが、その前の段階での情報の出し手の整理というか 一元化というか、それは今の段階からすでにちゃんとやっておいてもらわないと非常に 困る話しでですね、それができていないということに関してはその分の整理が未だでき ていないということに関してはちょっと危惧を覚えます。

◎新野議長

ご意見とか、はい。

◎加納委員

はい、加納です。情報伝達手段で。ここから住民の方にそういった情報が伝わると思うんですが、私は刈羽村で消防団に入っていますけど、柏崎刈羽の方に聞きたいんですけど、やはりそこで消防団がしっかりとした、どのようなかたちで消防団を考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎新野議長

位置付けのような、活動範囲みたいなものですか。

◎加納委員

はい、活動範囲とですね、たぶん避難するかたちになったら一番最後まで残るのが消防団であると思いますので、その点どういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

◎新野議長

委員さんの中で消防団に入っていらっしゃる方は、髙橋さんが入ってらっしゃるんだけど今日お休みで、他においでになりますか。年齢的に該当しなかったかな。残念ながら、現役消防団が今日は加納さんだけで。またこれは防災のディスカッションが続きますので、これぜひまた私たちも非常に身近で関心のある内容だと思いますので、今日はできなくてもまた次の時にぜひこれ取り上げて委員同士で議論していただきたいと思いますので、ちょっと保留ということでよろしいでしょうか。

◎髙桑委員

高桑です。情報伝達ということで、いろいろ市からも、あるいは情報コモンズですか、いろいろ説明されておりますが、私がすごく気になりますのはその一番最初の情報がきちんと伝わることが本当に可能になっているのかということです。先ほど石坂さんもパニックの防止が必要だとおっしゃいました。私も情報がきちんと正確に流されることがパニックを起こさないで、私たちがパニックを起こさないひとつの大事な要素だと思っているのですけども。

例えば柏崎の3-1のところに書いてある緊急時における連絡体制の中で、柏崎刈羽原子力発電所事故状況の連絡というところが国に行ってというふうな流れが書いてあります。先々回に私がちょっと質問いたしましたが、原子力発電所の状況が国が本当にきちんと正確に把握しきれるのだろうかということを今も気にしております。この間の質問した時に内藤さんのほうで緊急時対策所というところが原発の中に設けられて、そこから常時情報とかそれから進展のパラメータの変化を見ながら連絡が来るというふうになっていました。

それはそうなんだろうと思いますが、そこでこの間 5 月 2 3 日の田中委員長の記者会見というものを聞いておりましたら、例えば内藤さんたちが原発の中に入っているとき

に、どういう状況まで入っていられるのかと線量の限界の基準とかね、それから炉の状況がどういうふうになるまで入れるのかというその基準。内藤さんたちが原発の中に入っていられる基準というのがどうもはっきりしていないようだと、田中委員長は今は公務員の関係で法的には100ミリシーベルトが緊急時の被ばくの限度ですとおっしゃっていました。緊急時に限度だとすると本当に福島のような事故が起こったときには、限度を超えてしまう状況が起こるわけで、そうすると本当にそこの現場からきちんとした情報と進展のパラメータなどが本当に正確にきちんと伝わるのかというところがすごく気になりますのでこれはあとでよろしいんですけど、限度がどうなっているのか、そのへんのところが本当にどんな場合についても可能なような状況になっているのかどうか。福島の時には撤退するということが起こったわけですけれども線量が限度を超えたから逃げてしまわなければいけないというような線量の限度というのになっていないでほしいと思っているわけですけれども、その辺のところはあとで、今日でなくてよろしいと思いますがお願いしたいと思います。

どんな柏崎市や県や刈羽村がどんなに防災計画を作ったとしても出発の情報が本当に きちんと正確に早く伝わらない限りはどんなにうまいシステムを作ってもそこでもうダ メになってしまうわけなので、そこのところについてはすごく厳密に正確に、細かく、 確認したいものだなと思っています。

それからもうひとつ、これは情報伝達に直接関係ないかも知れませんが、先ほど市のほうでも放射能放出前に PAZ は避難するというようなことをおっしゃっておりますが、それは現実的ではないんではないかと聞くたびに思っています。

例えば4-3のページのところを見てもわかりますが、PAZは EAL2のところで、避難の準備を開始して、EAL3で避難実施だと、そういうふうなことが書いてありますが、そこで見てわかるように、EAL2、EAL3は放射性物質放出前(または直後)となっています。これは、そういうふうなことを考えたら、被ばくゼロでね、PAZは被ばくしないで避難できるということは実際にはあり得ないんじゃないかと、そこをすごく心配しています。これは私の心配です。以上です。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長 (原子力規制庁)

規制庁内藤です。まず情報がどこに届くのかというところで誤解があるようなので補足させていただくと、情報自体は我々は当然サイトの中に入って取りにいきますけれども、それ以外にも柏崎の場合ですと発電所から国と県と UPZ と PAZ の市町村、ここには同じ情報がまず入るかたちになります。ですので、受け手は多重化されるというかたちになります。

◎髙桑委員

その時に、もちろん原子力発電所から情報がいくと思いますけれども。原子力発電所、 その事業者自体が非常に混乱している中で、第三者的な国の立場に立った人がそこで情報を発信する必要があるだろうと私は思うんですよね。

○内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長 (原子力規制庁)

我々が発信するというよりはまずは事業者さんが状況を発信していきます。その情報 を事実関係として正しいのかどうなのかというのを我々のほうで確認して、問題がない、 そのとおりであるということを我々は発信をしていくかたちになります。

◎髙桑委員

基準の線量限界がどうかによって、それができなくなるのではないかと心配していま す。確認ができなくなるんではないかということを心配しています。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長 (原子力規制庁)

基本は先ほど言ったように100ミリになっています。福島のときについては緊急作業者は250ミリということで1Fのときですね、暫定的に上げたというかたちになります。100ミリというのは一人の線量ですので、交代をしていくというかたちが原則。一人の線量が上がっていくというときは交代をして抑えていくというのが原則になります。

◎髙桑委員

実際に交代要員というのは何人くらいいるんですか。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長 (原子力規制庁)

初期に関していえば柏崎の事務所は9人体制ですので9人でサイトとオフサイトセンターと、というかたちで交代でやっていくかたちになります。事故が起こった場合については東京とかから応援、あと他の事務所からも応援を求めますので、集まってきた人数の中で順次交代をして一人当たりの線量が超えないようなかたちの管理を行っていくことになります。

◎髙桑委員

そうすると一人当たりの線量の限度というのが大きな問題になると思うので、それが本当に100ミリでその以後検討しないのか、そのへんは私は福島のことを考えれば検討するべきではないのでしょうかと、これは意見です。

◎新野議長

ありがとうございます。続いていかがですか、川口さん。

◎川口委員

私も避難体制はもう、なんですけど。やっぱり避難体制に行くまでの情報伝達で、東電が中越沖とかを踏まえて、緊急対策室とかをつくって、免震棟とかから発信できるように24時間発信する体制をつくっているんですけど、柏崎市、刈羽村がちゃんとそれを受けられるのかが一番心配で、受けた人間がその情報を市とか村が共有できて発信できるのかというのが一番クエスチョンマークがつきます。そういう災害が起きるときというのは複合災害だと思うので、中越沖地震のように情報が混乱するとかそういう状況の中で、きちっと市と村がちゃんと受けてちゃんと発信できるということを確認しておいていただきたいなと。

あと、福島で一番問題になったのは、オフサイトセンターが使えなかったというので、 第二オフサイトセンターよりも先に、今のオフサイトセンターはその後ちゃんと放射線 に対して補強しているのかどうかと、すぐそれだったらできるんじゃないかと思ってい ますのでお願いします。

○山崎原子力防災専門官 (規制庁)

はい。オフサイトセンターなんですが、今年度の事業で放射線防護対策の工事を始めるということになっていますので、来年3月までにはなんとか工事が終わるのではないかと考えています。

◎新野議長

ありがとうございます。あとは髙橋さん、中原さん。

◎髙橋(優)委員

髙橋といいますが。市の案の1-2のところに、真ん中へんからちょっと下に、実効性のある避難計画、暫定版を24年11月2日に取りまとめたと。今回のこの案もその線に沿った実効性のある避難計画ということになっているんだと思うんですけれども。

実効性のある避難計画の定義をどういうふうに考えているかちょっとわかりませんけれども、私はひとつは原子力災害事故が起きたときには、ひとりとして放射能の被害を受けないで避難できるかどうかというのがひとつあるかと思いますし、それから住民に対する広報のタイミングというのがいくつか例示で書いてあって、これも今後補強されるんだと思いますけれども、非常に、例えば放射性物質が放出された時とかはちょっとこの情緒的な説明を聞いていて気が重くなってしまったんですけども、住民への広報のタイミングが一番大事なのかなと思っています。私、先ほどの安定ョウ素剤の服用っていうのも放射性物質放出前の EAL3になったときに初めて安定ョウ素剤の服用っていうのがなるんですが、これも今のところは誰がこの指示を出すのかということが決まっていない、そのうち決まるんだとは思いますが、早く決まっていただけることを望むばかりです。

安定ョウ素剤に対して、市の体制はこの程度なんですが、運営委員会の資料の中で、これは後日またそういう機会があるということだったんですが、新野議長さんが「安定ョウ素剤は福島事故以降、住民の被ばくを守るのは結局安定ョウ素剤しかないんだと住民も感じている」と。「地域住民にとって安定ョウ素剤はとても大切な問題ということを改めて感じていただき、説明に臨んでいただきたい」ということで、県の方が「承知しました」と言っているんですが、先ほどの概要の中では、ョウ素剤の位置付けは物品管理になっているんですよね。単なる物品管理としての位置付けというのはこれでいいのかと。それで再発防止の中では、物品管理類の徹底というのは、これはいいでしょう。消耗品類に分類されているということが私はちょっと看過できない。今答えができるかどうかわかりませんけれどもこれは早急に、単なる消耗品ではないんですよ。命を守るものなんですよ。ですから単なる消耗品の扱いに今なっているとしたら非常に問題だと思うことを付け加えておきたいと思います。

◎新野議長

先ほど議論と申し上げたのが先ほど冒頭で4つに分けているという中の、「緊急時の対応」のところでヨウ素剤の配布が当然皆さんから関心事として挙がってくると思っていますので、そのへんでまた委員同士の議論ができるかなと、今日でないところでもまたできますので、よろしくお願いします。

◎中原委員

中原と申します。私はやはり市の人たちも被災者であるわけですので、初期情報というのは混乱しそうな感じになるんじゃないかということを予測できるんです。それは福島を例にとってもそうなんですけど。そう思うと確実な伝達ができる体制というのはしっかりしていただかないと混乱を招くと思います。

それから私も先ほど前田さんが言われたように、避難場所が決まったということで気

持ちの中で安堵感があります。以上です。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。はい。武本さん、吉野さん。

◎武本(和)委員

やっぱりこういうことを考える時に福島の3. 11の時にどういうことがあったのかというのが、どの程度改善されているのかというのがすごく気になるんですね。私はもう半年くらい前というか、直後からいろんな議論がここでありました。そして、その後東京電力が最初からちゃんと、どういったらいいんでしょうか、精一杯やったんだと、社員や関係者には特別な対応はしていないというのを繰り返しここで説明してくれました。そういうことを踏まえてこういうことを東京電力が言っているんだがということをいうと、「何を言っているんだ、そんなことは違うじゃないか」ということを具体的にいろいろ言われました。

例えば、これは何例もあります。原発が動き出してからもう30年近く経つ、そういう中で柏崎の地域の人が東京電力の社員と結婚した人が結構いて、子どもが小さい人も何人もいて、こうした人たちは12日の朝に迎えに行って連れて帰ってきている。こういう人が近所で何人もいる、そういう事実があるんですね。一方、3月15日には浪江町の人は、真赤に塗られた津島地区って言いましたっけ、そこに野ざらしにされたといっては悪いですけれども、廃校になった学校だとかに留め置かれたという事実があります。そういう意味で情報がすごく完全に伝わるかどうかというのに不安があります。

それが主要な議論じゃない、今日聞きたいのは県も市もみんなが避難する場所はここだ、みたいなことを決めたというか、考え方としてはわかりましたが、災害の時に大事なのはまず自助、共助、公助といいますよね、自分で行動するみたいなことを考えたときに、福島の避難の実態みたいなものを見たときに、結構、親戚だとか、兄弟だとか、行政が決めた避難とは別の行動をする人がかなりいるんですね。今回の計画の中で、以前の計画は、以前というか10km圏、EPZのときには基本的に行政が手配したバスで避難するしかなかった、それ以外にあったかどうかよくわかりませんがそれが基本だったんですね。ところが今回、数が増えたこともあって、自家用車避難みたいなのがかなりの量になるだろうということは今日の報告にもありますね。これは言ってみれば自助に相当するんだろうと思うんです。

ついてはこの計画、県にしても、市、村がつくる計画の中で、言葉がよくわかりませんけれども、自主避難というか自主判断で自分の親戚に行くみたいなものは、どういうふうな位置付けになるんでしょうかと。例えば行政の負担をあまり大きくしないためには、できれば遠くの知り合いを頼るみたいなことを前もって考えておけみたいなのも考え方のひとつでいいんじゃないかと、あっていいんじゃないかという気がするんです。そういうものは防災計画上どう位置づけられるんですかということを聞いておきたいと思います。以上です。

◎新野議長

よろしいですか。市からお答えは今の段階でどうでしょう。

◎内山危機管理監(柏崎市)

危機管理監内山でございます。お世話になっております。

今武本委員のおっしゃる部分は、市民、村民からしてみればある意味当然の行動になろうと。つまり行政が決めた場所に行かない方をどう位置づけるんだという部分ですけれども、それは十分考えられる。したがって我々はここに必ず避難経由所を目指して必ずそこにいってくださいということではなくて、基本的にはここの経由所を示しましたので、こちらへ行動してください。ただ、福島の例を見てもそれよりは私は例えばどこどこに知人、親戚等がいるから、私はそちらを目指すんだという部分では当然そういう行動もあって然るべきだろうということはあります。ですから避難計画上どう位置づけるかということになるとその考えは排除はしませんけれども、避難計画上それを文言として記載するということは考えておりません。それは個人の自由という部分では、そういうことになるわけですけれども、そういったものは充分考えられる行動であるということは十分認識しております。

◎新野議長

放出前ならそういうことなんでしょうけど、汚染の恐れが出てきますと、避難経由所の役割というのがたぶんかなりの重要度が増すポイントではないかというふうに読んだんですが、そういうようなお考えはたぶん事前に周知する、住民が周知しなければならない内容の実態がその中に情報として入っているんだと思うんですね。私たちだけが助かるというよりは、汚染をされた場合にそのまま私たちがすり抜けていくことができるんだろうかみたいな。武本さんの意見は違うんだけど。

◎武本(和)委員

今日の議論かどうかわかりませんけれども、福島のときにどういうことが起きたか。 私は10日目くらいだったと思うんですが、いわきに行った帰りに新潟県の津川で、県 の職員がいて避難所を誘導しているんですね。これはこっちにきてから各避難所ごとに 線量測定だとかなんかもやったこともあって、そういうことも含めて、3.11で何が あったのかというのをベースにした上で、計画はどうあるべきかという議論をすべきだ ろうというのが言いたかったことなんです。それで、そういう意味で9万人の市民と、 5千人の刈羽村民が PAZ、UPZ にいて、UPZ 全体では四十何万の人が行動しなければ ならないときに、みんな行政の責任だよ、なんてことを言っていられない。そういう意 味で自家用車を入れたように自主避難を半分くらいつくって行政負担を簡単にするよう な考え方があったほうがいいんじゃないかなというのが意見です。

ただそれは、突飛なことを言っているのかも知れないからどこかでそういうことをテーマにして検討してくれませんかというのが私の発言の意図でですね、行政としては全員を対象にしなきゃいけないというのはよくわかっているつもりなんです。ところがそういうことを含めて福島ではそうではなかったんじゃないですかというのを言っているだけなんです。

◎新野議長

今度、出て行く側はいいですけど受け入れる側の方たちの気持ちと立場を考えると、 スクリーニングというのが重要になってくるんだと思うので、そのへんの重要性を住民 が認識しないと、てんでばらばらに逃げたときにまた別のいろんな事象が起きてくるの かなと。はい。

◎佐藤委員

ただ問題なのは、それは自分で避難したということで後々の補償の対象から外せよ、みたいな話しになるとそれは困るというだけの話であって、行政にしたってある程度、ものすごくパニックみたいになるほど避難所が混んだりする状況も想定されるわけだから、そうすればその人たちが少しでもどこかに行ってくれれば、その分だけ空けるという場合もあるわけだから、それを必ずしもダメだ。ただ福島の場合には避難しなさいというところとは別の地域から自主的に避難したというのは、それはもう補償の対象がどうのこうのっていろいろ行き先で避難所として扱うところに住めなかったとかいろんな問題があるんだけれども、そういう問題じゃなくて、避難しなさいといったところが避難してスクリーニングを終わったあと、村上を抜けて山形の知り合いのところへ行ったと、そういうことに関して行政側としては、綱をつけてここに縛り付けておくぞというわけにはいかないんだろうなというそういう感じはしますよね。

◎新野議長

新しいルールが必要なようですね。はい。

◎吉野委員

吉野です。意見といいますか、報道によれば会田市長さんは現時点では不完全な避難計画なので今後、国、県と連携して残っている大事な重要な課題の解決を図りたいということなんですけども、それではまだ残っている大事な重い課題とは何なのかということを、私たち市民は具体的にわかりやすく知らせてもらう必要があると思います。今日の配っていただいたものにも項目は書いてありますけれもど、その上で私は残された課題は非常に解決困難だと思っています。ですから安心して暮らせる避難計画は実現可能なのか大変心配しております。その第1に避難計画の非現実性についてです。

避難計画では国の方針に基づいて半径 5~k~m圏を即時避難区域、3~0~km 圏を避難準備区域としています。しかし福島原発事故の現実を見ると風下にあった地域では 5~0~km 離れた飯館村でも即時避難しなければならなかったことも明らかになっています。事故の規模によっては 2~0~0~k~m以上離れたところでも避難しなければならなくなるということも明らかになっています。

このような複雑な放射能汚染状況を直ちに予測し、それに対する的確な安全対策を立てることが本当に可能なのかというのを住民の側でしっかりと確かめる必要があると思います。

もうひとつだけ言わせていただきますと、第2には人体の放射能汚染対策です。放射性ヨウ素による甲状腺がんを予防するために安定ヨウ素剤の服用が検討されています。しかし、原発にはヨウ素以外にセシウムやストロンチウムなど100種類以上の放射能が溜まっていて一緒に放出されると思いますがそれらに対する対策はなされていないと思います。これらの多種類の放射能に対する安全対策は本当に可能なのか、しっかり確かめる必要があると思います。特に検出しにくいアルファ線やベータ線なんかは、内部被ばくの、体内被ばくの危険性が特に高いわけですからそういうことも含めた、本当に住民の健康を第一に考えた対策をしっかり住民が考える必要があると思います。以上です。

◎浅賀委員

情報伝達について、いろいろ皆さん、いい意見がたくさん出たと思っております。中

越沖地震のあとにもあったことですけれども、市の広報ひとつ取ってみましても複合災害の場合は地震でライフラインのほうを重視して、映像さえ見れなかった、煙が出ていることさえ知らなかったという荒浜地区の方たちもいましたし、広報もヘリで聞こえなかったとか、そういうようなことを多く耳にしましたので、中越沖地震、また3.11においての些細なことであっても住民の声を拾い上げて防災計画に役立てていただきたいというのがひとつ。

もうひとつは、園児とか生徒とか、子ども達の学校、平日の場合の、それがとっても 危惧されるわけですが、それは3.11の福島の原発災害のときのいろんな問題、課題 が見えてきていると思いますので、現在のご両親にアンケートを採るとどういう方法が 一番いいのかということを日頃から問題視していただきたいというのがひとつあります。 さらに言えば、要援護者、病院ですとか老人施設ですとかそういうほうにも及ぶわけで すけれども、そういうことが日常的に住民の中で話題になるように日頃から行政からも 働きかけていただき、情報伝達に役立てていただきたいというのが気持ちです。

◎新野議長

あとご説明の中で、いろんな用語や新しい単語もたくさん出てきましたし、アルファベットも出てきましたけど、これに関してご意見が何かありますか。

◎川口委員

これは、前から言っているんですけれども、どちらかというと避難する人は日本人で どちらかといえばお年寄りが多いんだから、住民が聞いてすぐわかるように、かえって 横文字のほうがかっこいいんだかもしれないけど、言っている意味がわからないという のは本当に意味のないことなんで、はっきり訂正してもらいたいなと思います。

◎新野議長

あとは特にいいですか。佐藤さん、はい。

◎佐藤委員

佐藤です。福島で事故があってそれで放射能が漏れたから、発電所というのは事故を起こすと放射能が漏れるのはあたり前みたいに我々の認識がなってしまったというのは実は残念なことなんです。当初原発を造るときには、漏らしませんと。地震が起きても大丈夫ですといって造ってきたわけだし、国もそれを許可して大丈夫だといってきたわけで、造ってしまったあとで、実は漏れるんですと。フィルタベントを付けましたから1,000分の1にしますと言ったって、それだって実は実際に事故を起こしてみるわけにいかないわけですから、本当にそれが機能するのかどうかというのも未知数だという感じがします。そういう点ではなんとなく、防災だけができれば大丈夫じゃないかみたいなふうに思わせられている点はなんとなくしっくりしないなという感じは常にもっています。そういう中で、さっき川口さんもおっしゃったんですが、ふだん平静な天変地異も何にも起きない中で原子力発電所だけがある日突然事故を起こすというようなことを想定した防災計画、避難計画というのが果たして適当なのかどうかというふうに思います。

例えば、緊急のディーゼル発電機だって各号機ごとに3台も付いているわけなんです。 ですからそれが全部ふだん何にもない時にぱたぱたと落ちるとかですね、次何か起きて も、天変地異がなければ予防措置で大事故に発展しないでおそらく止まるだろうという ようなことを考えると、地震、津波、最大のものはそういうものだと思うんですけど、 それと原発の複合災害ということを前提に考えた防災でなければならないし、そういう 中で果たして情報伝達がうまくいくのかというのが初めてさっきから言われているよう に、福島を経験してその総括の上に立って考えなければならないのが防災なんじゃない かなあというふうに思っています。

そういう意味では柏崎市がつくられた避難計画というのは、これ以上のものなんか作ってみようがないんだろうなというふうに私は思いますし、そういう制約の中で最大限つくられたんだと思うんですが、それにしても例えば三方向に避難をした場合に、経由地で車を置くところはあるんだろうかというようなことだって未知数なわけですし、ましてやそこで適切に避難施設に次々と案内して入れるようなかたちになんかなるのかということを感じました。

もうひとつ、何よりも大事なことは、情報発信されたとしてもそれを受け皿とする地域ごと、地区ごとの防災体制、地域における防災体制がなかったらそれは何にもならないと。それこそみんなしてひよこがあっち行ったりこっち行ったり、人が一人入ってくるとあっちに追われたり、こっちに追われたりするみたいな統制の取れないようなかたちで避難がなされるようなことであってはならないんで、やはり地域の防災会なり、自主防災会なり、町内会なりというのが日頃からどんなふうなかたちで、そういう場合に対して備えるのか、まずその地域で防災会とか対策本部というのを立ち上げてそれから次に何をするのかというような手順をきちんと全市的に準備をされていかないとスムーズな避難なんていうのは不可能だろうなという感じを受けました。

ですから、たまたまこういうものを出しましたといったとしても、それはこれから市民の中に定着をさせていって始めてこういうものが機能するのであって、まだまだ積み残した課題がたくさんあるということでありますから、そういうものがきちんと整備されないと我々としては、これで安心だということにはならないと思いますし、何よりも先ほど申し上げたように、車がちゃんと道路を走れるのかということだってあるわけですし、まさに交通規制の問題から始まっていろんな問題がたくさんあると思うんですが、そういう問題なんかも全く白紙状況ですし、まだまだ課題としては非常に多くあるんではないかなと今日感じました。

◎新野議長

ありがとうございます。全委員さん発言いただきましたよね。今日また少しオーバーしてしまって申し訳ありません。これは引き続き次の議論に移るわけですけれど、繰り返し繰り返したぶん情報伝達もいろんなレベルで出てきますので、また重なってもいいのでご意見をこのあともいただきたいと思います。

(3) もこれで閉じさせていただきます。その他は特段ないと思うのですが、オブザーバーの方とか委員さんの中で何か別のご発言があれば、よろしいでしょうか。

◎徳永委員

この前の運営委員会の話で、「視点」の中に固有名詞を出すという件は。

◎前田委員

最初に会長が説明しましたよ。

◎徳永委員

失礼しました。

◎新野議長

また、重要なことでいろいろ皆さんでお考えいただきたいんですが、提案主旨もまた 丁寧にご説明しますのでご理解いただけると思いますので、また時間をつくって今の徳 永委員のご発言はこのあと。はい。

◎川口委員

それについて、私は別に名前を出すのは特に問題はないと思うんですけど、出した場合、発言を全部載せられるかというのが、問題が出てくるのかを考慮しなければいけないと思っています。

◎新野議長

一度議論したり、研修のときに長く皆さんで共有できる時間のときに、時間を切らないで議論してみたい課題でもありますよね。はい。よろしくお願いします。ありがとうございます。

事務局さんは。じゃあこれで閉じさせていただいてよろしいでしょうか。

あと、7月9日に長岡技科大の授業の一環で地域の会が参画するということになっていまして、今11名が参加していただけることになっています。6グループに分けたいということなので、まだ席がありますのでもしご都合がつく方がおいでになりましたら、事務局に早急に申し出ていただければ一緒にご参加いただけますので、若い方々との接触ができますし、非常に有意義な時間を過ごせることになると思いますのでお願いいたします。このあと今日おいでの中で7月9日に参加していただく予定の方は集合時間、集合場所の確認がありますのでちょっとお時間いただければと思います。よろしくお願いいたします。

◎事務局

それと、もうひとつ事務局からお知らせいたします。6月21日の発電所の感想を皆さんから受け付けておるんですけれど、出されない方は出していただきたいんですが。この後、事務局でまとめまして何らかの方法で郵送等で皆様へ送らせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

長時間にわたりありがとうございました。今会長さんが言われたように技科大に参加される方は少し残っていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次回の定例会でありますが8月6日になります。水曜日であります。午後6時半から 開催いたします。

運営委員さんには7月16日水曜日になります。午後6時半から広報センターでお集まりいただくことになっております。

以上で第133回定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。